

## 公的研究費の管理、研究不正防止に関する基本方針

株式会社日本製鋼所は、『内部統制の基本方針』に定める内部統制の基本的枠組みにおいて、公的研究費に係わる不正防止の取り組み（以下、公的研究費の運営・管理）に対し、以下の基本方針を定める。

### I. 責任体制

- 1) 最高管理責任者：代表取締役社長  
社内全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- 2) 統括管理責任者：技術担当役員  
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について社内全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3) コンプライアンス推進責任者：本社技術統括部門長、各製作所長（各製作所）  
本社および各製作所それぞれにおける公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- 4) コンプライアンス推進副責任者：本社技術統括部門管理部門長、各製作所総務部門長  
本社および各製作所それぞれにおける公的研究費の運営・管理について、コンプライアンス推進責任者を補佐し、コンプライアンス推進責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理についての実務を行う。

### II. ルールの明確化と関係者の意識向上

- 1) 統括管理責任者は、公的研究費に関する統一的な事務処理手続のルールを定め、公的研究費の運営・管理に係わる全構成員（研究者、事務担当者、管理者）にこれを周知する。
- 2) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示により公的研究費の不正使用を未然に防止するために各所での不正防止計画を策定し、実施する。
- 3) コンプライアンス推進副責任者は、公的研究費の運営・管理に係わる構成員に対して、公的研究費の受領・使用にあたってのルールと会社の手続きルール、不正防止の仕組みをコンプライアンス教育にて周知する。
- 4) 公的研究費に係わる物品取得に際し、見積・発注、検収、支払の各行為は、当該の公的研究開発に直接の係わりを持たない各業務組織別担当者が行う。
- 5) 当該の公的研究開発担当者は、公的研究費に係わる物品取得、出張などの出費に際し、所属部門長の承認・決裁を得た上で実施し、その精算については証憑に基づいて行う。

### III. 告発等の取扱い、調査および処分

- 1) 公的研究費の不正使用および研究活動の不正行為に関する通報を社内外から受け付ける窓口は、『内部通報規程』にもとづき設置されている既設の通報窓口とする。
- 2) 通報窓口の運営にあたって告発者、被告発者を保護する方策は、『コンプライアンス・ラインマニュアル』に準じる。
- 3) 社内外から通報を受けた際、研究活動の不正行為や研究費の不正使用に対する疑義が生じた場合、あるいは事実確認が必要な場合には、調査を実施する。
- 4) 調査した結果、不正行為や不正使用が認定された場合には、就業規則等に従って該当者を処分する。
- 5) 物品取得や役務提供等に関して不正に関与した取引先については、期間を定めて取引停止措置等を行う。

### IV. モニタリング

公的研究費を適正に執行するために、コンプライアンス推進副責任者もしくは、自部門のなかで同

副責任者より指示を受けた者は、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類を確認し、物品の実査等を行う。

施行	平成29年	4月	1日
改定1	2018年	4月	1日
改定2	2018年	10月	1日